

令和6年第16回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年12月9日（月）午後1時30分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について  
・オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正について  
(2) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長  
石井恵子委員・長谷川則夫委員  
徳本光香委員  
岩田典之議長  
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 田中和八委員
6. 説明のための出席者 なし
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純  
主査補 會 卓也  
主 事 金子直史

## 会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 どうもお疲れさまです。

午前に引き続き、決めなくちゃいけないことが続いています。よろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は5名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより、令和6年第16回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてのうち、オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正についてを議題といたします。

今日、Side Booksのほうに、今日検討しなくちゃいけない事項、会議規則、委員会条例、それぞれに黄色く色が塗ってあるところが検討しなきゃいけないということで、非常に分かりやすく作っていただきまして、事務局に感謝いたします。

早速ですけれども、委員会条例のほうは、決めなくちゃいけないことは一つです。その資料のほうはよろしいでしょうか。

委員会の開会方法の特例、オンラインの会議です。

第十五条の二は決まりました。その2項のほうです、決まっていないのは。「前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。」というのが改正案です。ここで意見がまとまらなかったのは、委員長が許可をするという声があったほうがいいんじゃないのかということで、煮詰まらなくて保留となった部分です。ここについて、何か考えをまとめられてきた方はおられますでしょうか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 この保留の「委員長にある程度の裁量を持たせるべきとの意見があり」という意見を出したのが私だと思いますので、時間もたっていますので、その考え方をもう一度改めて説明をさせていただきたいと思います。

この資料を御覧になられると、一番右のほうの議長会から出された内容について、ここでは、オンライン出席を希望する委員はあらかじめその旨を委員長に届け出ることを義務付けていますが、許可制にした場合は、委員長の判断について妥当性の問題が生じる可

能性があることから、必ずしも許可制にする必要はないということで、届け出制という提案がなされているのですけれども、これに比較するように、左のほうに、ある程度の裁量を持たせるべきということが書いてあって、改めて客観的に見ますと、この意見というのが、許可制にした場合、委員長の判断について妥当性の問題が生じるということに対して裁量を持たせるほうがいいという対立している考え方に見えるので、そのように捉えられている場合があると思うのですけれども、この辺について、まずは説明をさせていただきたいと思うのですけれども、必ずしもそういう意味ではないというところを最初に申し上げておきたいと思います。

許可制にするというところなのですけれども、それは、委員長の裁量でというふうには考えていないということです。委員長は自分の判断でそれをするというのではなくて、もし判断をする場合においては、委員会で共通認識を持った部分ですとか、議会全体で共通認識を持った部分について、新たに必要だと思う部分を代表して委員長という役職の方がいるという意味であって、独裁的に何かをしようと、個人の判断に基づいて可否を決めるということではないということです。

この出欠の要件については、この後になるのですけれども、オンラインによる方法での委員会の開会方法、その他必要な事項は別に定めるというか、4のところ、このページの左下の4のところに書いてあって、出席の要件なんかは、そこで定められるようになるのかなと思うのですけれども。ここで、条例ですから、どの程度細かいところまでを決めることができるのかということ、2パターン考えられると思うのですけれども、細かくやるのか、あとは、本当に大きいところで必要最低限につくるのかということと思います。

条例なので、必要最低限のところにつくるということになると思うのですけれども、そのときに、実際、委員会を開催した場合に、ここで有事のときというか緊急事態で、ウイルスとか大災害のときにそれだけで足りるかどうかなとか、足りるようなものというのは、以下、細かくつくったとしても、できるはずはないと。やりながらつくっていくという部分があると思います。

そういうときに、委員会ですとか、条例の会議でないところで細かいところは決めていく必要が今後は出てくるとは思うのですけれども、大ざっぱに決めたとしても、その要件を満たしていれば、届出を出したときにそのまま通るかどうかなとかということがどうかなという意味合いなのです。

委員長は、委員会を運営するために、出席しないとオンラインで参加する委員については、それぞれがどのような状況にいるのかということは把握しておかないと、実際に議事を回すときに大変なこともあると思いますし、例えば、環境についてと、この前申し上げましたけれども、電波の状況とか、周りに人がうろろうろしているような状況であったりとか、そういうことを認めていいかどうかということも、条例でそこまでは多分決められないと思いますし、服装についてとか、いろいろ決めることは本当はあると思うのです。だ

けれども、それを共通認識を委員会なりでつくって、それにはまっていないから、今回は出席は遠慮してくださいという、その権限を持つ人がいないと、結局ルールないのと同じになってしまうと思うのです。

なので、そういうチェック機関という意味で、最良という言葉を使いましたけれども、届に対して確認をする、状況を確認をする人が必要ではないかというような意味合いで書かせていただきました。

長くなりましたが以上です。

○柴田委員長 つまり、届出をして許可をしなければいけないという、必ずしも委員長の行為が必要なわけではなくて、届出をするに当たって、条件、例えば、何日前までに届け出てくださいとか、あるいは、どういう状況であるとか、そういう幾つかの条件の確認ができればいいと。許可というところまでは求めないけれどもということになりますか。

例えば今、一般質問にパワポで資料出しますとかいうのがあるじゃないですか。あれも、申告用紙のときに、何日前までに出してくださいとか、資料をどのぐらい用意してくださいとか書いてありますね。あれに沿ってやっているじゃないですか。別に委員会の条例に入っているわけでもなく、会議規則にまで入っているわけでもない。だから、一応届出をします、それについては、これだけのこういうことをちゃんと整えた上で届出をしますということじゃないですか。例えば、一般質問の資料。ああいう程度の自分なりに届出をするに際して、こういう条件だからオンラインで参加させてということをお申し出る。そういうような認識ということをおっしゃっているのかなと思ったのですけれども、ちょっと違いますか。

○広沢副委員長 そういうことですかね。委員長個人的に判断するものではなくて、条例に決まっていらないような部分に関しても、委員会なり、いろんな委員会がありますから、そういうところでいろいろと、そういう状態になっても、こういうルールのほうがいいよねという、常に委員会が協議をしながら進んでいっていると思うのですけれども、そういうものも反映をさせる場所が今のままだとないですし、実際の委員が、どういう状況でその会議に参加しているかという確認作業のような意味合いで許可制にしたほうがいいのかという意見です。

○柴田委員長 ほかに意見ありますか。

つまり、第4項、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、別に定めるといのは必ず必要なことだと思うのですけれども、そういうような中にも含まれて、それが、要件がその中に書かれていればいいなということも。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 条例なので、あまり細かく書くようなことにはならないと思うのですけれども、細かく書くにしても、必要最低限のことを書くにしても、実際にそれよりもまた違う定めが必要になる場合があるという、必要条件が一つ。

もう一つは、それをちゃんと要件を満たしているかどうかというのは、議会に来れば本人が来るから分かるのですけれども、それぞれ個別の場所にいる場合は、確認作業というのが必要になると思うのです。そういった意味で確認作業。その二つです。

要件を新たに定めることができるということと、今の条件、状況を確認をする作業が必要なので、委員長がそこを役割を担う必要があると思っているということです。

○柴田委員長 そうすると、広沢委員は、委員長に届け出て、かつ、許可を得なければならないということになりますかね。

○広沢副委員長 はい。

○柴田委員長 岩田議長。

○岩田議長 この改正案のままで私はいいいと思います。これは非常時ですよ。普段でなくて非常時。非常時に委員会をオンラインで開く場合ですから、これは委員ですから、委員以外の人ではないですから、その委員がオンラインで、その場所に行けないでオンラインで参加する場合の条文とすると、私はこのままで問題ないと思います。

以上です。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 議長に質問なのですけれども、このままで問題がないという思われる理由について、私は、条例で定められるものがあって、実際の運営と異なる状況が発生するかもしれないということと、その条例で定めている部分だけでは足らなくなる、非常時なので、可能性があるんで、そこに柔軟に対応できるように委員長の役割を持たせたほうがいいという考えなのですけれども、なくても問題がないと考えるのは、それ、どういった理由が。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 一つは、第4項がある。別に定める。4項があるということと、緊急時、非常時に、例えば、ここで仮に何か委員会をやる場合に、どうしても来られないと。要は、非常時ですから、どういうことがあるか分からないし、感染症の場合もありますけれども、来られない場合には、でも、委員として責任を持って、その職責を果たすために委員会に参加したいという場合には、届出をすれば、その届出という細かいことは4項で決めればいいのだけれども、届出をすれば、常任委員会のいろんな委員会に参加ができるということにしておけば、それを許可にするとか、この条例上で、それは例えば、この委員会の中の許可が要るとか、あるいは、委員長が許可をしなければならないとか、そういう細かいことをこの条例をわざわざ入れる必要はないと思います。ほかのところではつくればいいので、条件は。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 条例で細々と入れる必要がないというのは全く同じ意見で、最初におっしゃっていた4項があるから委員会の裁量はなくていいという内容だったと思うので

すけれども、4項というのは、まさに別に定めるところで、条例なので細かく定めないからこそ、その現状に即すために、委員長の裁量で今回は欠席をしてくださいという権限を持たせる。要は、議会の、委員会の秩序というか、委員会に来ていれば、服装だったり環境、みんな分かりますけれども、例えば、緊急時だからといって、ここは意見はそれぞれ分かれるかもしれないですけれども、ちょっと電波が怪しいところとか、画面の後ろで人がいっぱいいて、要は、避難所からの参加がいいのかとか、そういったところが決められないまま、ずっといくということはないと思うのですけれども、そういった部分は、委員会なり委員長の裁量でいいのかなと思って、それでこの意見になっているのです。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 そうすると、この条例は、どういう文章にすればいいと思われませんか。

○広沢副委員長 それは4項ですか。

○柴田委員長 第2項。

○岩田議長 第2項。この文面じゃなくて、どういう。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届出、許可を得なければならない。案としてはですが、かと思えます。

○柴田委員長 ほかに御意見ありますか。

徳本委員。

○徳本委員 過去2回の会議録を読んで、広沢議員が、ここで届出だけで心配だということに関して、今、何度かおっしゃったように、参加するときの環境なんかをチェックしたいということが書いてあったので、私はそれは配慮する必要があるなと思って考えていて、議長と同じく、4番のところまで定めておいたらいいなというふうに思っていました。

なので、届出で出られるようにしておいて、だけれども、こういう環境での参加というのは、ほかの人が介入するかもしれないし、望ましくないみたいな場合は、今まさに言ってもらったように、人がいっぱいいるのはどうなのかとか、いろんな想定はできるので、そのことは今後、話し合うことにしておけばいいのかなと思いました。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 なるべく条例は簡単に、簡素にというか、時代によって変わらないようなもののほうが望ましいので、最大公約数の部分で書くということになると思うので、細かいところを規定するというのは、条例ではなかなか難しいと思っています。まず、それが一つ。

ですので、別に定めるところをどういうものに定めるかによって変わってくるのかなとも思うのですけれども、この4項で規定する定めは、どんなに時間かけて頑張っても、想定外のことを想定してつくるルールなので、難しいと思うのです。専門家

でも。

ですので、やっぱり対応しやすい場所での申合せですとか、そういう部分とか、規則とかでもいいのですけれども、これは条例ではあんまり細かく決めるものではないかなというふうに思います。だから、ちゃんと決めなくちゃいけないので、そのための仕組みを残すということで委員長の裁量というふうに言っています。

例えば、防災とかでも、まさに防災、災害時だったりすると、防災計画とかというところで比べて考えた場合、大災害を想定して、想定の中で、だけれども、考えられるリスクを拾って、すごく細かく具体的に計画を立てていっているわけで、想定できないからこそ、本来は細かく決めていかななくちゃいけない。なので、条例ではそこまでできないから、委員会なり共通認識を持ったところで、委員長が最終的に状態を判断して決断を下すという場所は必要だと思います。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 私も、必要最低限の定めで条例上はいいと思っています。定めからどうしても定めきれない想定外のことが起こるというのを想定して、必要最低限というか、そういうものも、想定外のときの判断も含めて、ざっくり条例上は書いておけばいいと思います。

共通認識としては、そこはもうみんなが知っている、認識しておいて、人が大勢いるところは無理だよとか、そういうのは認識した上で届け出るという、そこをクリアしたと思ったら届け出るというのは共通認識だと思うので。その上では許可は必要ないと思います。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 想定が災害時ということになっているので、委員長が許可した後、その妥当性というのを後になって問題になる可能性はないとは言えないと思うのです。ですから、その関係から考えると、届出制で出席できるよとしておいたほうが柔軟に対応できると私は考えています。

○柴田委員長 ほかに御意見ありますか。

石井委員。

○石井委員 今、多くの皆さんが、届出だけでいいじゃないかというお話だったように思います。

私は、もちろんこれが最初に出たときには、届けるだけでいいのだというふうに思ったのです。災害時のときや何かで、避難所ということ考えたときに、議員の皆さんは本当にみんな真面目だから、そういうときだからこそ、委員会とかが行われるから絶対参加しなきゃいけないというふうに思うだろうし、どういう状況でも参加しようと思うと思うのです。それを多分、広沢委員がおっしゃるのは、委員長に届け出て許可を得るというふうにしたというの、客観的に、今そんなに無理しなくていいんだよという、そういう状況だったら委員会に出なくてもいいんだよというぐらいの裁量を持たせるべきとい

う意味なのかなというふうに思いました。

であるならば、ここを届け出て、委員長の許可を得るべきというふうにしても、別にそんな問題はないのかなと思います。本当にそういうときになると、みんな無理してでも出ようと思うし、周りがもしかしたら見えなくなっちゃっているかもしれないし、それを客観的に委員長の立場で判断してもらおうということがあってもいいような気がします。でも、皆さんの御意見で決めていただいで結構ですけれども。

○柴田委員長　ということで、またここが煮詰まらないのかなと思います。

事務局、確認ですけれども、この注釈に書いてある一番右端の「オンライン出席を希望する委員はあらかじめその旨を委員長に届け出ることを義務付けていますが、許可制にした場合、委員長の判断について妥当性の問題が生じる可能性があることから、必ずしも許可制にする必要がないと考え、届出制としました。」と、この一文というのは、標準会議規則のほうから抜いてある。

○松岡議会事務局長　標準市議会の委員会条例のところからの抜粋というか。

○柴田委員長　分かりました。

ということなのですけれども。

広沢副委員長。

○広沢副委員長　妥当性の問題が生じる可能性があるというのは、委員長が独自に判断をした場合のことであって、今、私が申し上げているのはそういうことではなくて、全体としての意見、まとまった意見のとおりにより委員長が采配をするという意味で申し上げているので、後になって、妥当性がどうのこうのということはないと思って申し上げております。

そこで長谷川委員が、先ほど妥当性の問題が生じる可能性があると言ったのは、どういう意味なのか伺わせていただきたいのですけれども。

○柴田委員長　長谷川委員。

○長谷川委員　要は、委員長に届け出て、委員長の許可を得るわけですから、その前に会議は開いていないわけですよ。会議を開いて全体で出席を認めるのだったら、それはありだと思います。許可ということは。ですから私は、委員長が判断するのであれば、届け出ていいと思っています。

○柴田委員長　広沢副委員長。

○広沢副委員長　委員長が判断するのなら届け出ていいというのは、どういう意味ですか。

○長谷川委員　条文どおり、委員長に届出をするわけですから、許可については、先ほど言ったように、委員長が判断をして許可をして出席を認めるというふうになりますから。条文で書きます。ですから、私は、届出はいいと思っているだけです。

○柴田委員長　広沢副委員長。

○広沢副委員長 長谷川委員の最初の御意見の中に、最初に委員会が開かれる前はそういう話合いもされないのだから、委員長の判断になるということですが、それはやり方次第で、第4項に定めるところをどれだけ条例でつけているかというところでチェックをする基準であって、実際やっていきながら、こういう状態があったけれども、あれよくなったよねといったときに、次に生かせる。これが委員長の許可を求める判断をする基準になってくると思うのです。

最初は少ないと思います。ないと思います。だけれども、やっていくうちに、委員会としてそうやって、委員会の経験を積みながら変えていくことができる。これがないと、ずっとそのまま、今のまま進めていなければならないということになりかねないので、やっぱり許可が必要ということにしといたほうがいいのではないかと。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 要は、大規模災害が起きたときに、困難なときにはオンラインで開くことができるという情報が前にありますから、そこで委員長は、規定によって、委員会においてオンラインの方向で出席を求める議員に対してこの条文の2があるわけで、その前には委員会開けないですよね。この条文でいきますと。

だから、その関係から言うと、委員長の権限というふうになるので、委員長は届出でいいと私は思っていますというお話です。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 委員会が開催をされるのは、緊急事態になって、委員会をやるとき初めて開催をされるということですので、当然、その前には、委員会でやってみてどうだったとかという話は、最初の最初はないと思いますけれども。それはそうだと思いますが、そのときだけの話であって、その後開催していくときに、委員会として緊急事態の会を経験していきながら、条例じゃない部分で細かいところを定めていけるようにしたほうがいいという意味で申し上げます。

○柴田委員長 ちょっと整理をしないといけないと思います。

まず、第15条の2、決定している部分で、大規模の災害と病気の場合は、委員会をオンラインで開くことができる。ここでやっとならんと、それも、委員長ができると決断したら開くことができるようになったわけですね。オンラインでも開けますよというふうにアナウンスしたときに、この状況じゃ役所に行かれませんかというふうになった場合に届出をするわけですが、その委員さんが。だから、オンラインの会議ありますよと設定した中で、どうしても行かれないので、じゃあオンラインで参加させてくださいという状況になると、それはオンライン会議開きますよと決定の後なので、届出でいいのじゃないかなという気もするのです。

というのは、そもそももとの会議規則では、議員は次の事由によって欠席できないときは、届け出なければならない。届け出ることができる。そこまでで止まっているので

す。普通の通常の会議は。だから、そこで差をつけることはないかなという気もするのですけれども。オンライン会議も開けますよというのが、15条の2で、緊急事態になりました、オンライン会議開催しますというふうに決断されて、それが広められた後に、状況的に行かれません、オンラインで参加しますというふうな方法になるのかなというふうに想定されるので、届出でいいのかなという気もするのですけれども。どうでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 届け出ることができる、私が確認しなくて悪かったのですけれども。

○柴田委員長 ここで、議長に届け出なければならない、欠席の届出を。

○長谷川委員 そうじゃなくて、現状の委員会を欠席するときの条例。

○柴田委員長 委員会を欠席するときの条例は、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

○長谷川委員 ならないですね。じゃあ、一緒ですね。これは委員長に届ける。

○柴田委員長 これは委員長に。

○長谷川委員 議長に届けるということは、普通の常任委員会的时候も届けなければならないですね。

○柴田委員長 ですね。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 欠席をするときと、出席を特別な条件で許可するときとは全く話が別だと思います。欠席をするのは、もう欠席なのでですから行けないので、届出で許可も何も、行けないものは行けないわけですから、それ以上のものは必要ないわけです。出席をするのだったら、どういう状況で出席するかを確認して、何でも許可する、何でもいいよというわけじゃないですから、それを確認する作業は当然必要だと思うのです。自分で出席して、1票を持って行使するわけですから。

○柴田委員長 それは第6項になるのじゃないのかな。

徳本委員。

○徳本委員 広沢議員に質問なのですけれども、委員長1人が許可するんじゃないというあたりが、私も長谷川委員の言ったように、みんなでこの状況、出席許可していいかな、いいねとなるのだったら許可でもいいというのが長谷川議員のお話ですよ。結局、実際には委員長1人が判断するんでしょうと。それだと妥当性に問題があるかという話が出るんじゃないかという全国の見解に賛同ということで、私もそう思っているのです。

だから、みんなで決めた全体の考えを代表して委員長が判断するけれども、委員長1人の許可ではないという意味は、どういうことになるのですかね。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 会議が招集されて初めて委員会ができるわけだから、その前に、そういう協議がないから、委員長が1人で判断することになるでしょうというのは分かるので

すけれども、それは第1回の最初の会議の前だけの話で、そのときは実質許可といいながら、届出と意味は同じかもしれないのですけれども、それが第2回、第3回となったときに、あの状態はまずかったんじゃないかということで、新たにルールをつくる必要が出てくる可能性がかなりあるわけです、初めてやることですから。そのときに、委員会で共通認識を持っておけば、委員会のほうが代表して委員長が許可を、これは許可できませんというような裁量を持っていてもいいんじゃないかということで、1回目は確かにそうですけれども、第2回、第3回でどんどん委員会が成長していく機会になると思って言っています。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 私が言っているのは、当然、この委員会の委員ですから、参加する資格はあるわけですよね。ですから、それをオンラインでやって、委員長の許可して駄目だよとなっちゃうほうが問題多いと思います。ですから、先ほども言ったように、届出だけで参加できるというふうにしといたほうが私はいいと思っています。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 今の回答を聞いた上で、私はやっぱり4番で、ざっくりこういう静かに干渉なく参加できる状態でオンラインに参加することとか、ざっくり決めるとするですよね。それで充分だと思っていて、広沢議員が、それをオンライン出席の届出をする人が、そこでまず、それをクリアしてからやるという大原則。

だから、2回、3回だって、そう思って届出して出してもらったけれども、やっぱりあの環境は問題だったよねという話になれば、必ず振り返りはされるわけで、そうしたら、それをおのおのの教訓にして、そのときは届け出ないでというふうにすればいいのであって、委員長がそこストップかけないと、みんな入ってきちゃうという考えじゃなくていいんじゃないかなと思っているのです。そのルールは更新していけばいいと思いますけれども、それは、おのおのが守るということにすれば、届出制で参加できるという内容でもちゃんと統制は取れていくと思います。

以上です。

○柴田委員長 そういう環境が整わないということであれば、欠席届を出すことになるのですよね。だから、欠席の届出を出すか、環境整っているのでオンラインで参加しますという届出を出すかの差なのかなということであればどうですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 自分でいいと思っていても、周りの人が駄目だと思ったら、それが委員会の共通認識でもあったら、それはやっぱり従ってもらわないといけないけれども、それを言う人がいないというのは。

○柴田委員長 だから、4項でこういう状況だと。

○広沢副委員長 4項で定めるのは条例だから、このことは定められないので。

○柴田委員長 4項は、そのほかに規則を定めると書いてある。別に定める。一番下に。それは。

○広沢副委員長 じゃあ、条例じゃなかったとして、別に定めたとして、でも、定める内容が決まっていなわけですね。決まっていなし、まだこれからどうなるか、どういう状況になるか分からないところなのに、それをちゃんと定めることはできないから、委員会でチェックをする機能、それから状況を確認するためにも、委員長の許可にしたほうがいいという、そういう意見です。

○柴田委員長 全然縮まらないですね。

暫時休憩します。全然縮まらないけど。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時27分

○柴田委員長 再開します。

今のオンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならぬ。取りあえず、大震災とか病気、大感染症の蔓延というような非常事態ということなので、できるだけ、みんなが出ようとする状況で出てもらえたほうがいいというので、間口を広げておいたほうがいだろうということで、このまま届け出なければならぬということで一応決めていこうと思います。

これは、実際起こってみて、これは改定しなくちゃ、見直したほうがいいねというときは、また随時皆さんで話し合っ改定をしていくということで決めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 お疲れさまでした。ありがとうございます。

委員会条例については、ペンディングになっていたのは、この1項目だけです。そして、これで、あとはこの間で全部決まっていたね。委員会条例は、これで終わりです。1時間たつので10分ぐらい休みますけれども、今度、会議規則。会議規則は、ペンディングの箇所が2か所か、3か所か。あります。それを決めて、字句訂正とかも、できたらやりたいと思います。よろしくをお願いします。

じゃあ、10分ぐらい。40分開催とします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○柴田委員長 再開します。

会議規則はペンディングになっているのが、117条、7ページについて3項4項、委員外議員の発言についてがペンディングになっています。これどういう理由かといいますと、はい議長。

○岩田議長 前回私のほうから発言したと思うんですけど、この3項4項は削除す

うべきだと思います。

条例のほうで、要は、大災害の発生、それから重大な感染症が蔓延している状況で、委員はあらかじめ委員長に届出をしなければならないわけですね。今回、オンラインでの委員外発言のことを言っています。

3項、4項は、委員外議員がオンラインによって発言をしたいということなので、私はこの3項、4項は要らないと思います。非常事態に。

以上です。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 その場合、上の1項、2項、委員外委員というものが載っているの、私の考えでは、要は、1項、2項にそれぞれオンライン会議を含むと書いてしまえば、これで終わってしまうのではないかという考えが。要は、委員外議員も参加できますよという条件だけつくっておくという考え方。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 これ、左側にオンライン委員会と書いてありますけれども、これは気にしなくてもいいです。今の会議規則が真ん中ですね、多分。そこに委員外議員も発言というのはできるわけですから、今でも委員外議員は、傍聴席いますけれども、必要とあれば委員会の許可を得て発言はできるわけです。それと同じようなものが第1項、2項ですから、この3項、4項というのは、条例上のオンラインで開催する場合の委員外議員の発言のことを書いてありますから、私は非常事態において、これを想定する必要はないと思います。

○柴田委員長 確認ですけれども、非常事態のときは、委員外議員の発言というのはいり得ないという感じですか。

議長。

○岩田議長 あり得ないんじゃないかと、規則に載せる必要はないということ。

繰り返しになりますけれども、条例のほうでは、委員はあらかじめ委員長に届出をするわけです。委員外議員というのは、あらかじめ届出をしないわけでしょう。いきなりオンラインでどうやって参加できるの。となると、あらかじめ委員外議員も発言を必要とする場合には、届出をしないといけないし、あるいは許可をしなければいけない。この1項、2項というのは、今のままですから、委員外議員が発言をしようとする場合は、それは認められるわけです。ですから、例えば、緊急時の場合に、委員会を開いている、設置している開設場所に委員外議員がいるときは、発言ができるわけです。

ところが、オンラインで委員でない議員が発言をしたいというのは、いきなり参加するというのは私は必要ないので、この3項、4項は要らないと思います。分かります。

○柴田委員長 ほかに意見ありますか。

徳本委員。

○徳本委員 私は長谷川議員と同じで、普通の委員会とオンライン委員会、なるべく同じ

条件がいいと思ったので、この第117条の1項のところに、オンライン会議を含むという、オンラインによる方法も含むというふうにしておいて、3、4を削るでいいのかなと思いましたが。必要なら、さっきの委員会条例のほうに、委員外のオンライン参加も許可するとつけないといけないのかなと、今、議長の意見を聞いて思ったのですけれども。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 要は、2項、委員外委員から発言の申し出があったときは、その拒否を決める、要は、委員会で決めるわけですね。そうすると、先ほど議長が言っていたように、4項では、意見を述べたり発言をしたいときは、あらかじめ委員長に届出をした上で委員会の中で発言をしていいかどうかを判断するという、今の条例の組み立てになっているので、私は先ほど言ったように、1項に、そのオンライン会議を含むとかいうのと、2項にも同じように、オンライン会議を含むというふうにしておけば、この3項、4項は要らないのではないかと申し上げたので、その必要もないよという話になってしまえば、委員外委員の発言認めないよとなってしまうと、これは先ほど議長がおっしゃったように、要らないということになると思います。

○柴田委員長 どうでしょうか。

委員外議員というのは、必要があって、調査中で、議運で例えば、こういう項目について検討するとき、この提案をした人から話を聞きたいから、この日は来てくださいねと言っておいて、委員外委員として発言を求めたりすることがあります。具体的に言えば、そんなところなのですから、そういうときに、ここ定めがないと、委員外議員というのは全くなくなっちゃうということになるのかなと思いますので、今、117条の1項のほうに、委員外議員の出席を求めてというところのその出席というのに、オンラインによる方法も含むとか、前の項目に規定しておいたほうの文言を入れておけば、それで3項、4項要らなくなるなどと思って眺めていたのですけれども。言っていることわかりますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 災害時なので、実際に委員外委員が出席する状況があるかという疑問も、確かに私自身持っています。ただ、ないとは言えないのでという考え方です。

○柴田委員長 どうでしょう。委員外議員の発言を全く認めない、認められなくなってしまうというのではなく、一応間口は設けておく。そのために、一番簡単なのは、オンラインによる方法を含むというのを1項のほうに入れておく。それで3項、4項は要らなくなるという。

○長谷川委員 私の発言は、2項も同じような、要は、発言の申し出があったとき、委員会が諮るわけなので、ここもオンラインを入れとかないといけないという考え方。要は、1項、2項、それぞれという考え方。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 その場合に、元の先ほどの委員会条例のほうというのは、呼んだ場合の人は参加できるけれども、委員外の委員の出席については書いていないということでもいいのですか。書いていないような気がするのですが。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 6ページを御覧いただきたいのですがけれども、要は、出席委員のところに関してなのかな。もっと前かな。94条の2ですよね、これ。たしか。

○柴田委員長 94条の2。

○長谷川委員 これは、委員外委員は書いていない。委員外委員、どこか書いてありましたよね。

○柴田委員長 委員外委員という定めは、今の。

○長谷川委員 今のところだけしかないのか。117条しかないんだね。失礼しました。

○柴田委員長 オンラインによる方法という呼び方をそれ以降するというのが、ここで決められているわけで。

○長谷川委員 決められていて、オンラインの方法は決められていて。

○柴田委員長 それをオンラインによる方法も含むというふうに条文の中に入れてしまえば、普通の会議のときとオンラインによる方法と。

○長谷川委員 ここに入れてしまうという手もあるということね。このオンライン委員会のところで。

○柴田委員長 そうです。

○長谷川委員 でも、ここには委員外委員の規定はないから、やっぱり117条のところに入れるしかないですよ。

○柴田委員長 委員外議員の規定がここに、以下の条において、委員外議員というところ、ここで委員外議員が。

○長谷川委員 失礼しました。勘違いです。

○柴田委員長 ほかに意見ある方いますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 暫時休憩しますね。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時04分

○柴田委員長 会議再開します。

委員外議員の発言についてです。今、3項、4項は要らないんじゃないか、本当に緊急な事態なときに、委員外議員の発言とか、そういうのはないんじゃないかという意見も出ています。ここについて、石井委員、もう一回言ってもらえますか。

○石井委員 117条の委員外の発言というのは、あくまでも、この審査会に調査中の案件について、必要があると認められたときに呼ばれた委員の委員外発言のことです。

同様に2項も、呼ばれた議員が委員外発言する、それは可能性としては十分あり得るので、この項目はあっていいと思うのですが、3、4については、普通に傍聴していらっしゃる議員さんが委員外発言したくなかったという場合の規定であるのかなと思いますので、緊急時に本当に、災害時や緊急事態のときに、やむを得ない事情でオンライン委員会やっているの、あんまり普通と同じように、はい、私も発言したい、私も発言したいという形でもって委員外発言を認めちゃうのは、緊急時においては、どうなのかなという気はするので、私も3と4については、今回は削っておいていいんじゃないかなと思います。

○柴田委員長 ということなのですからけれども、大体それでよろしいでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 削っていいと思うということは一緒なのですからけれども、それは委員外の人が発言できないようにするために削るというよりは、私は、1でオンラインを含むとした場合、長谷川議員も言うところ2番もですかね。2番は傍聴の人を想定しているんじゃないかと、さっき話はあったので。でも、ふだんでも、さっきの話だと、傍聴の議員は別に、常任委員会で委員外委員の人は発言していないというのを前提に考えると、ほとんど発言はないだろうと思うけれども、拒否を決めると書いてあるので、発言できないわけでもないという可能性を残した上での3、4削るという意見に賛成です。

○柴田委員長 これ、確認しますけれども、第1項もこのままで、オンラインによる方法を含むというのは、特に入れずに。

○徳本委員 私は入れると、さっき言いました。

○柴田委員長 117条の、委員会は、委員外議員に対して、会議の出席、会議ということに注釈をつけて「(オンラインによる方法を含む)の出席を求めて説明、または意見を聞くことができる」というふうに、オンラインにも、必要とされている委員外議員については出席を求めることができるというふうに規定をしておくということですか。

徳本委員。

○徳本委員 はい。委員会条例のほうでも呼べることになっていますよね。オンラインのほうに。呼びたい人は。だから、呼べるようになっていて、この会議規則のほうで、説明を求めて意見も聞けるというところにもオンラインと書いておくという。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 確認ですけれども、徳本委員。

今、条例で書いてあると言いましたが、委員外議員のことはどこにも書いていないけれども、何を示して言っているのか。徳本委員。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 先ほど、事務局の解釈では、学識経験者とか、そういう呼んだ人のことを。

○岩田議長 条例のほうだよ。

○徳本委員 条例のほうで公述人という、呼んだ人のことを、この会議規則の117条の委

員ではない議員と言わなかったですか。ここ、事務局の人、もう一回。さっき事務局の考えと言って、柴田委員長も言っていたところをもうちょっと。117条の、委員でない議員と、2の委員外議員の定義というのをさっき言っていました。そこをお願いします。

○柴田委員長　また暫時休憩します。

休憩　午後3時08分

再開　午後4時16分

○柴田委員長　会議再開します。

委員外議員の発言について、オンラインによる方法でも委員外議員の発言を認めるか認めないかということで、議論がまとまりません。

したがって、第3項、第4項を付け加えるかどうか、きちんと皆さんの議論が煮詰まっていない状況ですので、しょうがないので、今回は、117条の3項、4項については、そもそもオンライン会議に委員外議員からの発言を許すかどうか、そこからして、もう一回議論しなくちゃいけないということが明らかになりましたので、これは残念ながら保留といたします。

それで、どうしましょうか。もう3時間ぐらいたちますので、これで一旦閉じて、近いうちにもう一回必ず会議を開催するというので、今日は一応これで閉じたいと思います。

お疲れさまでございました。

閉会　午後4時17分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長